市第 176 号議案

横浜市附属機関設置条例の一部改正

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中

横浜市民間児童福祉施設整	民間保育所の整備及び社会福祉	7人以内
備事業等補助金交付等審査	法人(社会福祉法(昭和26年法律	
会	第45号)第22条に規定する社会福	
	祉法人をいう。以下同じ。) の児	
	童福祉施設(児童福祉法(昭和22	
	年法律第164号)第7条第1項に	
	規定する児童福祉施設をいう。以	
	下同じ。)の建設に係る補助金の	
	交付対象者の選定等についての審	
	査に関する事務	
横浜市子育て支援事業運営	横浜市の地域子育て支援拠点、	10人以内
事業者選定委員会	親と子のつどいの広場、市立保育	
	所の民間移管、乳幼児一時預かり	
	事業等の子育て支援事業に係る運	
	営事業者の選定についての審議に	
	関する事務	

を

市第 176 号

事業者選定委員会	親と子のつどいの広場、市立保育	
	所の民間移管、乳幼児一時預かり	
	事業等の子育て支援事業に係る運	
	営事業者の選定についての審議に	
	関する事務	

に、「社会福祉法人の」を「社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年 法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)の」に、「 、社会福祉法」を「、同法」に改め、「(児童福祉施設」の次に「 (児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児 童福祉施設をいう。)」を加える。

附則

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

提案理由

横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正したいので提案する

_

参考

横浜市附属機関設置条例 (抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

別表 (第2条、第3条第1項)

執行機関	附属機関	担任事務	委 員の定数
	(1		
	横浜市民間児童福祉施設整	民間保育所の整備及び社会福祉	7人以内
	備事業等補助金交付等審査	法人(社会福祉法(昭和26年法律	
	- 会	第45号)第22条に規定する社会福	
		祉法人をいう。以下同じ。) の児	
		童福祉施設(児童福祉法(昭和22	
		年法律第164号)第7条第1項に	
		規定する児童福祉施設をいう。以	
		下同じ。)の建設に係る補助金の	
		交付対象者の選定等についての審	
		 査に関する事務	
	横浜市子育て支援事業運営	横浜市の地域子育て支援拠点、	10人以内
	事業者選定委員会	親と子のつどいの広場、市立保育	
		所の民間移管、乳幼児一時預かり	
		事業等の子育て支援事業に係る運	
		営事業者の選定についての審議に	
市長		関する事務	
	(4	略)	
	横浜市社会福祉法人施設審 查会	社会福祉法人(社会福祉法(昭 社会福祉法人の	7人以内
		和26年法律第45号)第22条に規定	
		する社会福祉法人をいう。)の _設	

立認可、同法第62条第1項、社会福祉法に規定する社会福祉施設(児童福祉法(昭和22年法祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)を除	
く。)、介護保険法(平成9年法 律第123号)第8条第18項に規定 する小規模多機能型居宅介護を行 う事業所その他市長が定める施設 の建設に係る補助金の交付対象者 の選定等についての審査に関する 事務	
(省 略)	